

かほく市スポーツ競技及び文化活動における全国大会等出場者激励費等支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市におけるスポーツ及び文化活動の促進を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、激励費並びに交通費及び宿泊費の一部（以下「激励費等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象大会)

第2条 激励費等の支給の対象とする大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) スポーツ競技

ア 全国大会 県単位以上の予選会、記録会又は選考会等を経て出場する全国大会。

ただし、全国健康福祉祭又は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国大会を除く。

イ 国際大会 国内の予選会、記録会又は選考会等を経て出場する世界選手権大会等の国際的規模の大会

ウ 障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者又は精神保護及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。）が出場する全国大会

(2) 文化活動

ア 全国大会 予選又は選考（推薦や要請による選考を含む。）を経て出場する国民文化祭、全国高等学校総合文化祭など文部科学省又は文化庁が主催し、若しくは共催する全国大会若しくはコンクール又は市長が激励費等の支給を適当と認める全国規模の大会。ただし、所属する文化活動団体が主催するもので、大学生以上が出場する場合を除く。

イ 国際大会 市長が激励費等の支給を適当と認める国際的規模の大会

2 前項の規定にかかわらず、政治団体、宗教団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会は、支給の対象としない。

(支給対象者)

第3条 激励費等の支給の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) スポーツ競技 市内に住所を有し、出場する大会開催要項の規定により登録

された選手、監督、コーチ、マネージャー等

(2) 文化活動 市内に住所を有する個人、市内に活動の拠点を置く文化団体又は出場する大会開催要項の定めにより登録された指導者。ただし、小学生又は中学生が出場する大会の指導者の対象者は、1人までとする。

(3) 市内中学校において部活動として実施するスポーツ競技又は文化活動 校長が指導者として認めた教員

2 前項の規定にかかわらず、大会に出場することに対し、本市から他の補助金等が交付される場合は、支給の対象としない。

(支給額)

第4条 激励費の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) スポーツ競技

ア 全国大会

(ア) 中学生以下 1人につき5,000円

(イ) 高校生以上 1人につき10,000円

イ 国際大会

(ア) 中学生以下 1人につき10,000円

(イ) 高校生以上 1人につき20,000円

(2) 文化活動

ア 個人 1人につき5,000円

イ 団体 1人につき5,000円。ただし、6人分を上限とする。

(支給額の加算)

第5条 市長は、支給の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の支給額に交通費及び宿泊費の一部として次条に定める額を加算するものとする。

(1) 幼稚園、小学校又は中学校に通学する者又はこども園に通園する者

(2) 市内中学校において部活動として実施するスポーツ競技又は文化活動において、校長が指導者として認めた教員

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、加算しない。

(1) 大会主催者から交通費又は宿泊費が支給される場合

(2) 石川県内で大会が開催される場合

(加算額)

第6条 支給額に加算する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 全国大会 別表第1に定める額
 - (2) 国際大会 別表第2に定める額
- (支給手続)

第7条 激励費等の支給を受けようとする者（以下「申告者」という。）は、大会出場決定後速やかに全国大会等出場申告書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 予選会、記録会又は選考会の経緯及び結果を証明する書類
- (2) 出場する大会の開催要項等大会の内容が記載された書類
- (3) 大会に出場することを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申告者は、全国大会等に出場する個人（未成年者の場合は、その保護者）又は団体の代表者とする。

(支給)

第8条 市長は、前条の申告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申告者に激励費等を現金で支給するものとする。

(激励費等の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した激励費等の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申告者が虚偽の申請その他不正な手段により激励費等の支給を受けた場合
- (2) 激励費等の支給を受けた者が、全国大会等の出場を取り消され、又は敗退や棄権等により大会実施期間が短縮された場合

(結果報告)

第10条 激励費等の支給を受けた者は、大会終了後速やかにその結果を示す書類を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に開催される全国大会等へ出場するものから適用する。

附 則（平成29年3月17日告示第15号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日告示第10号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日告示第21号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

（単位：円）

区分		加算額（1人につき）
交通費	北海道・沖縄県	25,000
	九州地方	20,000
	東北・中国・四国地方	15,000
	関東・甲信越・東海・近畿地方	10,000
	北陸地方	5,000
宿泊費（1泊につき）		3,000

備考

- 1 この表において「九州地方」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県をいう。
- 2 この表において「東北・中国・四国地方」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県及び高知県をいう。
- 3 この表において「関東・甲信越・東海・近畿地方」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。
- 4 この表において「北陸地方」とは、富山県及び福井県をいう。

別表第2（第6条関係）

（単位：円）

区分	加算額（1人につき）
交通費	50,000
宿泊費（1泊につき）	10,000